



三重県公報

令和6年3月29日 (金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
40	三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	(企業誘致推進課)	2

規 則

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 員 勝 之

三重県規則第四十号

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県企業立地促進条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第二（第五条関係）		別表第二（第五条関係）	
事業の種類	認定の基準	事業の種類	認定の基準
一～四（略）	（略）	一～四（略）	（略）
五 第四条第一号又は第四号又は業種に属するものうち、外資系企業が行う事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 又は業種に属するものうち、外資系企業が行う事業 一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ～ハ（略） ニ 計画認定時において外資系企業である立地企業が行う工場等を整備する事業であること ホ・ヘ（略） 二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ（略） ロ 計画認定時において外資系企業である立地企業が行う工場等を整備する事業であること。 ハ・ニ（略） 三 次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ 計画認定時において外資系企業である立地企業が行う事業所を設置する事業であること。 ロ～ニ（略）	五 第四条第一号又は第四号又は業種に属するものうち、外資系企業が行う事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 又は業種に属するものうち、外資系企業が行う事業 一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ～ハ（略） ニ 計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う工場等を整備する事業であること ホ・ヘ（略） 二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ（略） ロ 計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う工場等を整備する事業であること。 ハ・ニ（略） 三 次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ 計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う事業所を設置する事業であること。 ロ～ニ（略）
六（略）	（略）	六（略）	（略）
七 第四条第四号に掲げる分野又は業種に属するものうち、宿泊施設の立地にかかる事業	立地計画について次に掲げる基準を全て満たすとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一（略） 二 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額及び土地造成費用の合計が五億円以上であること。 ただし、県南部地域のうち東紀州地	七 第四条第四号に掲げる分野又は業種に属するものうち、宿泊施設の立地にかかる事業	立地計画について次に掲げる基準を全て満たすとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一（略） 二 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額及び土地造成費用の合計が五億円以上であること。

	<p>域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三億円以上であること。</p> <p>三 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては五人以上であること。</p> <p>四～六 (略)</p> <p>七 10室以上の客室数を有し、うち5室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、5室以上の客室数を有し、うち2室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。</p> <p>八～十 (略)</p>
八 (略)	(略)
九 第四条第四号に掲げる分野又は業種に属するものうち、情報通信産業の立地にかかる事業	<p>立地計画について次に掲げる基準を全て満たすとともに、立地企業において税の滞納がないこと。</p> <p>一 立地企業が事業所を設置する事業であること。</p> <p>二 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が五人以上であること。ただし、県南部地域にあっては三人以上であること。</p> <p>三 操業開始の日から三年を経過する日までの間、二に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>四 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p>

備考

一～七 (略)

八 「情報通信産業」とは、産業分類(中分類)における情報サービス業をいう。

別表第三(第八条関係)

補助金の名称	交付の要件	交付の対象及び額
一 成長産業立地補助	一 (略) 二 計画認定時において県内操業	(略) 認定企業の立地に要する経費に対して交付するも

	<p>三 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。</p> <p>四～六 (略)</p> <p>七 10室以上の客室数を有し、うち5室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。</p> <p>八～十 (略)</p>
八 (略)	(略)

備考

一～七 (略)

別表第三(第八条関係)

補助金の名称	交付の要件	交付の対象及び額
一 成長産業立地補助	一 (略) 二 計画認定時において県内操業	(略) 認定企業の立地に要する経費に対して交付するも

<p>金</p>	<p>企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 当該立地計画に基づいて取得した投下償却資産額が五億円以上であること。 ニ 最初の操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用の数が五人以上であること。 ホ 最初の操業開始の日から三年を経過する日又は最後の操業開始の日のいずれか遅い日までの間に、ニに掲げる常用雇用の数から五を減じた数に引き続き満たしていること。 ヘ (略)</p>	<p>のとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に新たに取得した投下償却資産額（知事が特認める場合は、当該認められた期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び最初の操業開始の日から三年を経過する日又は当該立地計画の期間終了時点のいずれか早い時期（以下「増加常用雇用者数確認時期」という。）において、立地計画の対象である事業所（以下「対象事業所」という。）における常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあっては、当該立地計画に基づいて増加した常用雇用の数から五を減じた数に引き続き満たし、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。 一・二 (略)</p>
<p>三</p>	<p>計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 当該立地計画に基づいて取得した投下償却資産額が五百億円以上であること。</p>	<p>(略)</p>

<p>金</p>	<p>企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 操業開始の日において、<u>立地に係る投下償却資産額</u>が五億円以上であること。 ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用の数が五人以上であること。 ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間に、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ (略)</p>	<p>のとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額（知事が特認める場合は、当該認められた期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び最初の操業開始の日から三年を経過する日又は当該立地計画の期間終了時点のいずれか早い時期（以下「増加常用雇用者数確認時期」という。）において、立地計画の対象である事業所（以下「対象事業所」という。）における常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあっては、当該操業に伴って増加した常用雇用の数から五を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。 一・二 (略)</p>
<p>三</p>	<p>計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 操業開始の日において、<u>立地に係る投下償却資産額</u>が五百億円以上であること。</p>	<p>(略)</p>

	ニ～ヘ (略)	
二 マザ	一 (略)	(略)
一 工場 型拠点 立地補助金	二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 当該立地計画に基づいて取得した投下償却資産額が五億円以上あること。 ニ 最初の操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用の数が五人以上であること。 ホ 最初の操業開始の日から三年を経過する日又は最後の操業開始の日のいずれか遅い日までの間、ニに掲げる常用雇用の増加の要件を引き続き満たしていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に新たに取得した投下償却資産額（知事が特認める場合は、当該認められた期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び増加常用雇業者数確認時期において、対象事業所における常用雇用の数について、知事が別に定める要件を満たす場合にあつては、当該立地計画に基づいて増加した常用雇用の数から五を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。 一・二 (略)
	ヘ (略)	
三	計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 当該立地計画に基づいて取得した投下償却資産額が五百億円以上	(略)

	ニ～ヘ (略)	
二 マザ	一 (略)	(略)
一 工場 型拠点 立地補助金	二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 操業開始の日において、 <u>立地に係る投下償却資産額</u> が五億円以上であること。 ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用の数が五人以上であること。 ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に取得した投下償却資産額（知事が特に認められた期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び増加常用雇業者数確認時期において、対象事業所における常用雇用の数について、知事が別に定める要件を満たす場合にあつては、当該操業に伴って増加した常用雇用の数から五を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。 一・二 (略)
	ヘ (略)	
三	計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 操業開始の日において、 <u>立地に係る投下償却資産額</u> が五百億円以	(略)

	であること。	
	ニ～ヘ (略)	
三 スマ	一 (略)	(略)
ート工	二 計画認定時に認定企業の立地に要する	認定企業の立地に要する
場立地	において県内操業経費に対して交付するも	において県内操業経費に対して交付するも
補助金	企業であり、次のとし、その額は計画認定	企業であり、次のとし、その額は計画認定
	に掲げる要件をの日から六年(計画認定の	に掲げる要件をの日から六年(計画認定の
	全て満たすこ日から五年以内に県内障	全て満たすこ日から五年以内に県内障
	と。害者雇用率を達成しない	と。害者雇用率を達成しない
	イ・ロ (略) 立地企業にあつては、五	イ・ロ (略) 立地企業にあつては、五
	ハ 当該立地計年)以内に新たに取得した	ハ 当該立地計年)以内に新たに取得した
	画に基づいて投下償却資産額(知事が特	画に基づいて投下償却資産額(知事が特
	取得した投下に認める場合は、当該認め	取得した投下に認める場合は、当該認め
	償却資産額がる期間において取得した	償却資産額がる期間において取得した
	五億円以上で投下償却資産額を含む。)	五億円以上で投下償却資産額を含む。)
	あること。に百分の十を乗じて得た	あること。に百分の十を乗じて得た
	ニ 最初の操業額(ただし、乗じて得た額	ニ 最初の操業額(ただし、乗じて得た額
	開始の日におが五億円を超えるときは、	開始の日におが五億円を超えるときは、
	いて、当該操五億円)及び増加常用雇	いて、当該操五億円)及び増加常用雇
	業に伴って常者数確認時期において、対	業に伴って常者数確認時期において、対
	用雇用の数象事業所における常用雇	用雇用の数象事業所における常用雇
	が認定時点用者について、知事が別に	が認定時点用者について、知事が別に
	下回っていないこと。定める要件を満たす場合	下回っていないこと。定める要件を満たす場合
	いこと。にあつては、当該立地計画	いこと。にあつては、当該立地計画
	ホ 最初の操業に基づいて増加した常用	ホ 最初の操業に基づいて増加した常用
	開始の日から雇用の数に次の各号に	開始の日から雇用の数に次の各号に
	三年を経過す掲げる区分に応じ、それぞ	三年を経過す掲げる区分に応じ、それぞ
	る日又は最後れ当該各号に掲げる額を	る日又は最後れ当該各号に掲げる額を
	の操業開始の乗じて得た額(ただし、乗	の操業開始の乗じて得た額(ただし、乗
	日のいずれかじて得た額が五千万円を	日のいずれかじて得た額が五千万円を
	遅い日までの超えるときは、五千万円)	遅い日までの超えるときは、五千万円)
	間、ニに掲げを合算した額とする。	間、ニに掲げを合算した額とする。
	る常用雇一・二 (略)	る常用雇一・二 (略)
	用の要件を引き	用の要件を引き
	続き満たして	続き満たして
	いること。	いること。
	ヘ (略)	
三 計画認定時に	(略)	(略)
において県内操業		
企業であり、次		
に掲げる要件を		
全て満たすこ		
と。		
イ・ロ (略)		
ハ 当該立地計		
画に基づいて		
取得した投下		
償却資産額が		

	上であるこ	
	と。	
	ニ～ヘ (略)	
三 スマ	一 (略)	(略)
ート工	二 計画認定時に認定企業の立地に要する	認定企業の立地に要する
場立地	において県内操業経費に対して交付するも	において県内操業経費に対して交付するも
補助金	企業であり、次のとし、その額は計画認定	企業であり、次のとし、その額は計画認定
	に掲げる要件をの日から六年(計画認定の	に掲げる要件をの日から六年(計画認定の
	全て満たすこ日から五年以内に県内障	全て満たすこ日から五年以内に県内障
	と。害者雇用率を達成しない	と。害者雇用率を達成しない
	イ・ロ (略) 立地企業にあつては、五	イ・ロ (略) 立地企業にあつては、五
	ハ 操業開始の年)以内に取得した投下償	ハ 操業開始の年)以内に取得した投下償
	日において、却資産額(知事が特に認め	日において、却資産額(知事が特に認め
	立地に係る投る場合は、当該認める期間	立地に係る投る場合は、当該認める期間
	下償却資産額において取得した投下償	下償却資産額において取得した投下償
	が五億円以上却資産額を含む。)に百分	が五億円以上却資産額を含む。)に百分
	であること。の十を乗じて得た額(ただ	であること。の十を乗じて得た額(ただ
	ニ 操業開始のし、乗じて得た額が五億円	ニ 操業開始のし、乗じて得た額が五億円
	日において、を超えるときは、五億円)	日において、を超えるときは、五億円)
	当該操業に伴及び増加常用雇	当該操業に伴及び増加常用雇
	う常用雇者数認時期において、対象事業	う常用雇者数認時期において、対象事業
	の数が認定時所における常用雇	の数が認定時所における常用雇
	点を下回ってつについて、知事が別に定め	点を下回ってつについて、知事が別に定め
	いないこと。る要件を満たす場合にあつ	いないこと。る要件を満たす場合にあつ
	ては、当該操業に伴って増	ては、当該操業に伴って増
	加した常用雇の数に	加した常用雇の数に
	次の各号に掲げる区分に	次の各号に掲げる区分に
	日から三年を次	日から三年を次
	経過する日ま	経過する日ま
	の間、ニに	の間、ニに
	掲げる額を乗じて得た額	掲げる額を乗じて得た額
	(ただし、乗じて得た額が	(ただし、乗じて得た額が
	五千万円を超えるときは、	五千万円を超えるときは、
	五千万円)を合算した額と	五千万円)を合算した額と
	する。	する。
	一・二 (略)	
	ヘ (略)	
三 計画認定時に	(略)	(略)
において県内操業		
企業であり、次		
に掲げる要件を		
全て満たすこ		
と。		
イ・ロ (略)		
ハ 操業開始の		
日において、		
立地に係る投		
下償却資産額		

	五百億円以上であること。 ニ～ハ (略)	
四 研究	一 (略)	(略)
開発施設等立地補助金	二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 当該立地計画に基づいて取得した投下償却資産額が二億円以上であること。 三 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 当該立地計画に基づいて取得した投下償却資産額が五百億円以上	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に新たに取得した投下償却資産額（知事が特認める場合は、当該認められた期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、志摩市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合）にあっては、当該立地計画に基づいて増加した常用雇用の数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。 一・二 (略)
	ニ (略)	

	が五百億円以上であること。 ニ～ハ (略)	
四 研究	一 (略)	(略)
開発施設等立地補助金	二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額（知事が特に認められた期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、志摩市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合）にあっては、当該操業に伴って増加した常用雇用の数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が一億円以上であること）とする。 一・二 (略)
	ニ (略)	

	であること。	
	ニ (略)	
五 外資系企業アジア拠点立地補助金	一 (略)	(略)
	二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 当該立地計画に基づいて取得した投下	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に新たに取得した投下償却資産額（知事が特認める場合は、当該認められた期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び増加常用雇用者数確認時期において、対象事業所における常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあっては、当該立地計画に基づいて増加した常用雇用者の数から五を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。
	ホ 最初の操業開始の日から三年を経過する日又は最後の操業開始の日のいずれか遅い日までの間、ニに掲げる常用雇用者増加の要件を引き続き満たしていること。	
	ヘ (略)	
	三 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 当該立地計画に基づいて取得した投下	(略)

	上であること。	
	ニ (略)	
五 外資系企業アジア拠点立地補助金	一 (略)	(略)
	二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 操業開始の日において、 <u>立地に係る投下償却資産額</u> が五億円以上であること。 ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が五人以上であること。 ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額（知事が特に認める場合は、当該認める期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円）及び増加常用雇用者数確認時期において、対象事業所における常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあっては、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数から五を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。
	ヘ (略)	
	三 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 操業開始の日において、 <u>立地に係る投</u>	(略)

	償却資産額が五百億円以上であること。	
	二～ハ (略)	
	四 (略)	(略)
六 地域	一 (略)	(略)
資源活用型産業等立地補助金	二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 当該立地計画に基づいて取得した投下償却資産額が三千万円以上であること。 ニ 最初の操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用の数が三人以上であること。 ホ 最初の操業開始の日から三年を経過する日又は最後の操業開始の日のいずれかの遅い日までの間、ニに掲げる常用雇用の増加の要件を引き続き満たしていること。 へ (略)	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に新たに取得した投下償却資産額（知事が特認める場合は、当該認められた期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十五を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び増加常用雇用の数確認時期において、対象事業所における常用雇用の数について、知事が別に定める要件を満たす場合にあつては、当該立地計画に基づいて増加した常用雇用の数から三を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。 一・二 (略)
	三 (略)	(略)
	四 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障

	下償却資産額が五百億円以上であること。	
	二～ハ (略)	
	四 (略)	(略)
六 地域	一 (略)	(略)
資源活用型産業等立地補助金	二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ・ロ (略) ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が三千万円以上であること。 ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用の数が三人以上であること。 ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に取得した投下償却資産額（知事が特に認める場合は、当該認める期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十五を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び増加常用雇用の数確認時期において、対象事業所における常用雇用の数について、知事が別に定める要件を満たす場合にあつては、当該操業に伴って増加した常用雇用の数から三を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。 一・二 (略)
	三 (略)	(略)
	四 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障

	<p>と。 イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該立地計画に基づいて取得した投下償却資産額が一億円以上あること。</p> <p>ニ 最初の操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用の数が三人以上であること。</p> <p>ホ 最初の操業開始の日から三年を経過する日又は最後の操業開始の日のいずれか遅い日までの間、ニに掲げる常用雇用の増加の要件を引き続き満たしていること。</p> <p>へ (略)</p>	<p>害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年)以内に新たに取得した投下償却資産額(知事が特に認める場合は、当該認められる期間において取得した投下償却資産額を含む。)に百分の十五を乗じて得た額(ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円)及び増加常用雇業者数確認時期において、対象事業所における常用雇用の数が三人以上について、知事が別に定める要件を満たす場合)にあっては、当該立地計画に基づいて増加した常用雇用の数から三を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの当該各号に掲げる額を乗じて得た額(ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円)を合算した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>		<p>五 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該立地計画に基づいて取得した投下償却資産額が五百億円以上であること。</p> <p>ニ～へ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>七 上質な「みえ旅」宿泊施設立</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>一 別表第二第七号の項下</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日(知事が特に認める</p>		<p>と。 イ・ロ (略)</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が一億円以上であること。</p> <p>ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用の数が三人以上であること。</p> <p>ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>へ (略)</p>	<p>害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年)以内に取得した投下償却資産額(知事が特に認める場合は、当該認められる期間において取得した投下償却資産額を含む。)に百分の十五を乗じて得た額(ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円)及び増加常用雇業者数確認時期において、対象事業所における常用雇用の数が三人以上について、知事が別に定める要件を満たす場合)にあっては、当該操業に伴って増加した常用雇用の数から三を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの当該各号に掲げる額を乗じて得た額(ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円)を合算した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>		<p>五 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。</p> <p>ニ～へ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>七 上質な「みえ旅」宿泊施設立</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>一 別表第二第七号の項下</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日(知事が特に認める</p>
--	--	--	--	---	------------	------------------------	---	---	--	---	--	--	--	------------	------------------------	---	---

<p>地補助金</p>	<p>に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>二 操業開始の日から三年を経過する日までの間、前号に掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>三 立地計画について、令和十一年三月三十一日までに</p> <p>条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	<p>場合にあつては、当該認め(日)から操業開始の日までに取得した投下償却資産額及び土地造成費用の合計に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数を乗じた額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円(増加した常用雇用者が十人未満であった場合で、当該乗じて得た額が二億五千万円を超えるときは、二億五千万円)とする。</p> <p>一 県南部地域のうち東紀州地域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町又は大紀町に立地 百分の十五(ただし、立地する基礎自治体を対象区域とする地域連携DMO(公益社団法人三重県観光連盟を除く。)又は地域DMOと連携して事業を実施するときは、百分の二十五)</p> <p>二 前号以外の市町に立地 百分の十(ただし、立地する基礎自治体を対象区域とする地域連携DMO(公益社団法人三重県観光連盟を除く。)又は地域DMOと連携して事業を実施するときは、百分の二十)</p>	<p>地補助金</p>	<p>に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>二 操業開始の日から三年を経過する日までの間、前号に掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>三 立地計画に</p>	<p>場合にあつては、当該認め(日)から操業開始の日までに取得した投下償却資産額及び土地造成費用の合計に百分の十を乗じて得た額(ただし、立地する基礎自治体を対象区域とする地域連携DMO(公益社団法人三重県観光連盟を除く。)又は地域DMOと連携して事業を実施する場合は百分の二十を乗じて得た額)とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。</p>
<p>八 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>八 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>九 情報通信産業立地補助金</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>一 別表第二第九号の項下欄に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>二 操業開始の日から三年を経過する日ま</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。ただし、合算した額が二億円を超えるときは、二億円とする。</p> <p>一 計画認定の日(知事が特に認める場合にあつては、当該認める</p>			

	<p>での間、前号に掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>三 立地計画について、令和十一年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	<p>日)から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の二十を乗じて得た額。ただし、操業開始の日において、立地計画の対象である事業所建物(以下この項において「事業所建物」という。)が借受けであった場合で、当該乗じて得た額が一億円を超えるときは、一億円とする。</p> <p>二 一年当たりの事業所建物の家屋賃料に百分の五十を乗じて得た額とする。ただし、交付対象の家屋賃料は操業開始の日の属する月の翌月(操業開始の日が月の初日の場合には、当月)の初日から五年を経過する日までに支払ったものとし、また、一年当たりの交付の額が二千万円を超えるときは、二千万円とする。</p>			
<p>備考 一～五 (略)</p>			<p>備考 一～五 (略)</p>		

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三重県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以前に認定を受けた三重県企業立地促進条例(平成十五年三重県条例第一号)第四条第一項の規定による立地計画についても適用する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
